

定 款

一 般 社 団 法 人
埼 玉 県 銀 行 協 会

目 次

第1章	総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
第2章	目的及び事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
第3章	会 員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
第4章	総 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
第5章	役 員	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 頁
第6章	理 事 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
第7章	資産及び会計	・・・・・・・・・・・・・・・・	11 頁
第8章	定款の変更及び解散	・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁
第9章	公告の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	13 頁
第10章	事 務 局	・・・・・・・・・・・・・・・・	13 頁
第11章	雑 則	・・・・・・・・・・・・・・・・	13 頁

一般社団法人 埼玉県銀行協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人埼玉県銀行協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資すること、並びに銀行取引における消費者等の公正な利益の保護及び利便向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、埼玉県において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業及び業務一般に関する会員、関係官庁その他との連絡
- (2) 関係官庁その他に対する建議又は答申
- (3) 金融及び経済に関する調査並びに研究
- (4) 銀行及び銀行取引に関する広報
- (5) 消費者保護に関する活動
 - ① 銀行とりひき相談所の設置、運営
 - ② 反社会的勢力介入排除にかかる関係官庁等との連携
 - ③ 金融犯罪防止等にかかる関係先との連携
- (6) 埼玉県金融懇談会の設置、運営

- (7) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (8) 銀行職員の養成、教育
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の要件)

第5条 本会の会員となることのできる者は、埼玉県に本店又は支店等の営業拠点を有する銀行で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

- 2 前項の会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員となることを希望する者は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加 入 金)

第7条 新たに本会の会員になる者は、第44条に規定する加入金を納付しなければならない。

(登 録)

第8条 第6条の承認を得た者が、加入金を納付したときは、会長は、会員名簿に登録し、これを会員に通知しなければならない。

- 2 会員資格は、前項の登録により、その効力を生ずるものとする。

(登録事項の変更)

第9条 会員名簿に登録された事項に変更を生じたときは、会員は、1週間以内に書面をもって、これを本会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、会長は、会員名簿に変更の登録をし、これを会員に通知しなければならない。

(会員の権利義務)

第 10 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

2 会員がその資格を喪失したときは、本会に対するすべての権利を失うとともに義務を免れるものとする。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

(経費負担義務)

第 11 条 会員は、この定款の定めるところにより、総会の決議により別に定める経費分担金及び特別分担金(以下「経費分担金等」という。)を負担する義務を負う。

2 会員は、既納の経費分担金等については理由の如何を問わず、その返還を請求する事はできない。

(任意退会)

第 12 条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 ただし、1 か月以上前に、本会に対し退会の予告をしなければならない。

(除 名)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (3) 本会の名誉を毀損する行為、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には、その会員に対し総会の日から一週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 14 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条に定める会員としての要件を欠いたとき。
- (2) 第 11 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (3) 解散又は合併により消滅したとき。
- (4) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失の通知)

第 15 条 会員の資格を喪失した者があるときは、会長は、会員資格喪失者及び会員に通知しなければならない。

(会員資格の承継)

第 16 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める銀行は、すでに会員であるときを除き、会員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割又は事業譲渡により、事業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、第 14 条第 1 項第 3 号により会員の資格を喪失する場合 事業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は事業譲渡により、事業の全部又は一部を当該会員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、第 14 条第 1 項第 3 号により会員の資格を喪失する場合
 - (ア) 事業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
 - (イ) 事業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該会員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第 4 章 総 会

(構 成)

第 17 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権 限)

第 18 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第 19 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 20 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載し

た書面をもって、開催日の1週間前までに、会員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議 決 権)

第22条 総会における議決権は、各会員1名につき1個とする。

(決 議)

第23条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 24 条 書面による議決権行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時までには、当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行うものとする。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 25 条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。当該会員又はその代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出するものとする。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した者の中から議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 27 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、会員の役職員の中から総会の決議によって選任する。た

だし、理事のうち1名及び監事のうち1名については、会員の役職員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項のただし書により選任された理事を専務理事とすることができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事に欠員が生じたときは、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 5 理事又は監事は、第27条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 本会の理事又は監事としてふさわしくない行為をしたとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員の役職員以外の者から選任された監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議により決定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第34条 本会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) 総会に提出すべき議案の決定

(5) 総会において理事会に委任された事項の決定

(6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及びその他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(加入金)

第44条 理事会の承認を経て、新たに会員になることとなった者の加入金の額は総会で決定する。

- 2 前項の加入金は、入会の通知を受けた日から2週間以内に納付しなければならない。

- 3 既納の加入金は、返還しない。

(経費分担金)

第45条 会員は、毎事業年度の収入予算のうち経費分担金として定められた額を分担するものとする。ただし、納期後会員となった者の経費分担金は、会員資格を取得した月から当該事業年度末までの月割り計算による額とする。

- 2 前項の経費分担金は、当該年度の4月及び10月に、各その半額を納付しなければならない。ただし、納期後会員となった者は、会員資格を取得した月から1か月以内に納付しなければならない。

(特別分担金)

第46条 本会の業務運営上必要と認められたときは、総会の決議を経て、特別分担金を徴収することができる。この場合における当該特別分担金の額等については、総会の決議によるものとする。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 49 条 本会は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 52 条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 前第 2 項並びに第 3 項のほか、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

2. 本会の最初の代表理事(会長)は上條正仁とし、業務執行理事(専務理事)は萬木益廣とする。

(事業年度の特則)

3. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。